

モバイル版体育施設予約システム構築
業務委託仕様書

令和4年11月1日

第1章

1 業務名

モバイル版体育施設予約システム構築業務委託（以下、「本業務」という。）

2 導入の目的

施設の利用に係る住民サービスの向上、および施設予約管理業務の効率化による職員負担の軽減を図るため、ASP または SaaS 方式による施設予約システムの導入を行う。

3 事業の概要

- (1) 導入に係る作業（環境構築、運用テスト、マニュアル作成及び操作研修）
- (2) ASP または SaaS 方式による施設予約システムの提供
- (3) システム保守及び運用支援

4 業務対象期間

構築期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

本稼働日：令和5年4月1日（本稼働日までに操作研修を実施すること）

5 運用予定期間

令和5年1月4日から令和5年3月31日までを想定する。

6 システム導入基本方針

- (1) 本システムは、インターネットを利用したクラウドシステムとし、施設内のサーバの設置は不要なものとする。
- (2) 本業務の性格上、本業務に参加を希望するものは、参加表明を行う時点で、日本産業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に基づくプライバシーマークを取得していなければならない。
- (3) 本業務の性格上、本業務に参加を希望するものは、参加表明を行う時点で、ISMS（ISO/IEC 27001）認証、およびISMS（ISO/IEC 27017）クラウドセキュリティ認証を取得していなければならない。

7 納品物

この業務の納品物を以下に記載する。この内容に準じた納品物を紙及び電子データで指定の期日までに納入すること。なお、この業務を受託した業者が想定する納品物において、確認すべき事項がある場合は、事前に協議すること。

納品物
<ul style="list-style-type: none">・機能要件一覧・帳票一覧・運用保守サービス定義書・研修テキスト・操作説明書（管理者向け、業務担当者向け）・検査結果報告書（カスタマイズを行った場合）・タブレット端末

表 納品物一覧表

8 記載外事項・疑義

- (1) 仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者が協議し決定の上、対応すること。
- (2) 仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定の上、対応すること。

第2章 システム要件

1 基本事項

- (1) 利用者側の OS、ブラウザの利用状況に合わせ、必要となるソフトウェアのバージョンアップは受注者の負担において行うこと。
- (2) 最新の OS、ブラウザに対応すること。
- (3) 対象施設及び設備等の追加、変更等の各種操作が、プログラミング等の専門知識を必要とせず、発注者が実施できること。

2 環境要件

- (1) 本システムで導入するソフトウェアは ASP または SaaS 方式で運用するものとする。
- (2) 本業務に用いるデータセンターは、以下の要件を満たすこと。
 - ① 日本国内に立地していること。
 - ② 耐震又は免震構造であり、東日本大震災級の地震に耐えうること。
 - ③ 代替機等を常備するなど、重大障害時（サーバ機能停止等）にもシステム停止がないよう、冗長性を確保すること。
 - ④ 停電時等による電力供給の停止に備え、機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えること。
 - ⑤ 不正な侵入を防止するため、適正な入退室管理を行うこと。

3 機能要件

(1) 機能要件

システムに求める機能要件については、別紙 機能要件確認票を参照し、適合状況を以下の【適合性】に基づき記載すること。

【適合性】

下記の基準を参考の上、◎、○、△、×で記載すること。

◎：パッケージ（クラウドサービス）標準対応

○：オプション、カスタマイズ対応（別途費用を要する：対応費用を備考に記載）

△：代替案での対応（代替案を備考に記載）

×：対応不可

(2) OS、ブラウザ

	施設管理者	施設利用者	
利用端末	・パソコン	・パソコン	・スマートフォン
OS	・Microsoft Windows8 以降	・Microsoft Windows8 以降 ・MacOS X	・iOS ・Android OS
ブラウザ	・Microsoft Edge ・Google Chrome	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Safari	・Microsoft Edge ・Google Chrome ・Safari

4 対象施設

システム導入の対象施設は、以下のとおりとする。

名称	位置
東御中央公園グラウンド	東御市鞍掛 188 番地
東御中央公園テニスコート	東御市常田 740 番地 2
東御中央公園第一体育館	東御市鞍掛 177 番地 2
東御中央公園第二体育館	東御市鞍掛 163 番地 1
東御中央公園弓道場	東御市鞍掛 167 番地
東御中央公園マレットゴルフコース	東御市鞍掛 150 番地
東御中央公園武道館	東御市鞍掛 167 番地
東御市北御牧グラウンド	東御市下之城 965 番地
東御市八重原グラウンド	東御市八重原 1807 番地 1
東御市北御牧体育館	東御市下之城 978 番地 1
東御市ふれあい体育館	東御市下之城 962 番地 3
東御市海野マレットゴルフ場	東御市塩川 2268 番地 1

5 システム構築

受注者は、本システムの導入にあたり、以下の作業を実施するものとする。

項番	作業項目	仕 様
1	要件・仕様打合せ及び整理	システム設定の基準を発注者に説明し、設定条件を決定する。
2	マスタデータの登録	システムを使用する上で必要な施設に関する情報（料金体系、貸出時間割、休館日、備品等）や施設の種類、使用目的の種類、減免の種類等についてシステムに登録する。 なお、登録項目は受注者の指定する様式にしたがって発注者が作成する。
3	動作確認・運用テスト	システムを利用する機器上でシステムが問題なく動作することを確認する。発注者が動作確認や検証等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行う。

第3章 運用及び保守要件

1 基本事項

- (1) 本システムは24時間365日稼働するものとする。ただし、システムのメンテナンス等を実施する場合はこの限りではない。
- (2) システムのメンテナンスを実施するために一時的にシステムを停止する際は、事前に発注

者の了承を得るとともに、システム利用者に対して、事前にシステムトップページでその内容及び期間を予告周知し、システムメンテナンス中も可能な限りその旨を周知するものとする。

- (3) システム停止などの緊急対応は24時間365日とする。運用・保守サービスを提供するにあたってSLA (Service Level Agreement) を締結する。サービスレベルの設定項目は以下のとおりとし、定期報告を実施すること。サービスレベルについては、目標設定型とし、ペナルティ・インセンティブの設定は行わないが、基準値を満たさない場合は、その理由、改善策を報告すること。

サービスレベル項目		内容	基準値
システムの可用性	稼働時間	サービス提供時間	24時間365日(ただし、計画停止/保守/データバックアップ等のための停止時間は除く)
	計画停止	定期点検等のために計画的にシステムを停止する時間	月31時間以内
	稼働率	年間総稼働率時間から計画停止期間を控除したシステム稼働時間のうち、計画停止期間を差し引いた稼働時間の割合	月95%以上
システムの信頼性	ウイルス定義ファイルの更新	公表からセキュリティパッチ適用方針までの時間	速やかに適用を行うこと
	セキュリティパッチの適用方針	公表からセキュリティパッチ適用方針を決定し、発注者へ報告するまでの時間	速やかに適用および報告を行うこと
	ミドルウェア等のバージョンアップ	システム及びシステムを動作させる上で必要なミドルウェアに脆弱性が見つかった場合の対応	随時
	障害の復旧予定時刻の報告	障害の検知から発注者へ復旧予定時刻を報告するまでの時間	速やかに報告を行うこと
	障害の復旧回復時間	障害の検知から復旧回復までの時間	速やかに復旧を行うこと
	リカバリポイント	災害発生時の復旧が可能な基点	日次取得するバックアップの前回実行時点
システムの性能	オンライン応答時間遵守率	内部ネットワーク内における画面遷移に要する時間が平均3秒以内である割合	月80%以上

2 セキュリティ要件

- (1) 東御市情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- (2) 個人情報保護に配慮すること。
- (3) 発注者端末（管理者側）では、固定グローバル IP を持っておれば、IP フィルタリングによって職員側機能を施設外の一般のインターネット回線からは利用できないように設定することができること。
- (4) 施設利用者画面については、SSL または TLS 等の暗号化通信を行うこと。

第4章 その他

1 特記事項

(1) 次期システム移行に係る要件の

- ・将来的に再構築や次期システムへ移行する場合、システムからのデータ抜き出し作業は、この業務委託範囲に含めること。
- ・データの抜き出しの形式は、CSV、XML 等、標準的な形式で抜き出すこと。

(2) 研修

- ・操作説明書、研修テキスト等を用意し、適切なスケジュール、方法で研修を行うこと。
- ・通常の業務手順だけでなく、システムを円滑に運用できるように説明等を十分に行うこと。尚、説明については書類だけではなく実機を用いた研修とすること。
- ・研修時のシステム利用環境については、端末も含め受注者が用意する。

2 一般事項

- ・この業務における労働災害時の労災保険の適用は、業者の保険とすること。
- ・この業務の履行に必要な機器類、消耗品等は、特別の定めのない限り、全て業者の負担とし、東御市の資産等を使う場合は、事前に協議すること。
- ・東御市の施設内において、この業務に必要な光熱水費は、東御市側が負担する。
- ・業者は、この業務の履行中において東御市又は第三者に害を及ぼした場合、東御市又は第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。
- ・本業務における瑕疵とは、プログラムのバグや設計段階では考慮されていたが、実装されていない又は実現できていない機能とする。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、受託業者に故意又は重大な過失があった場合、東御市に対してその責任を負うものとする。
- ・業者は、東御市の条例、規則及び関係法令等を遵守しなければならない。
- ・天災（地震を含む。）、その他不可抗力（戦争行為を除く。）により、物件が滅失又は損傷した場合の負担については、東御市と業者で協議の上決定する。

3 担当者

企画振興部 文化・スポーツ振興課 スポーツ係 主事 佐藤 和歩

電話 代表 0268-62-1111

直通 0268-75-1455